■Article（vol.19）■……

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律
―特に、遺留分に関する民法の特例について―

日税研専務理事　坂田純一

……

事業承継税制の抜本拡充や民法上の遺留分制度による制約への対応を始めとする事業承継円滑化のための総合的支援を目指した「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」とはこの法律をさす）」が、平成20年2月5日、169通常国会に閣法として提出され、去る5月9日参議院本会議において可決、成立した（法律第33号）。

この法律は、第一章総則（第1条・第2条）、第二章遺留分に関する民法の特例（第3条～第11条）、第三章中小企業者が必要とする資金の供給の円滑化などの支援措置（第12条～第15条）、第四章雑則（第16条）からなっており、第二章（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）を除き、平成20年10月1日から施行される。

なお、相続税の課税についての措置は、平成20年度中に、中小企業における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、その事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、相続税の課税について必要な措置を政府は講ずるもの（附則第2条）とされている。また、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて政府は所要の措置を講ずるとも定められている（附則第3条）。

Ⅰ　該当する中小企業者について

この法律において「中小企業者」とは、以下のものをいうとされている。なお、①から④に該当する会社の定義は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の第2条に定める「中小企業者の範囲」と全く同じである。

①資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次の②から④までに掲げる業種及び⑤の政令で定める業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの（法2①）

②資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（⑤の政令で定める業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの（法２②）

③資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（⑤の政令で定める業種を除

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

く）に属する事業を主たる事業として営むもの（法 2③）
④資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人であって、小売業（⑤の政令で定める業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの（法 2④）
⑤資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの（法 2⑤）

Ⅱ　遺留分に関する民法の特例について（その概要）

一　特例の内容

一定（上記記載）の要件を満たす中小企業者の後継者が、先代経営者の遺留分権利者全員と（あらかじめ）合意（以下「特例合意」と称する）を行い、所定の手続（経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可）を経ることを前提に、次の遺留分に関する民法の特例の適用を受けることができるとされている。

①生前贈与株式等を遺留分の対象から除外できる制度の創設・・・後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等（株式又は出資持分「以下同じ」）について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと（法 4①一、5、6②）
②生前贈与株式等の評価額をあらかじめ固定できる制度の創設・・・後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意の時における価額とすること（法 4①二）

二　特例合意の要件

遺留分の算定に係る当事者の合意は、次の場合に書面により行うことができる（法 4①）。①当事者（旧代表者の推定相続人）全員が合意すること、②特例合意の対象となる特例中小企業者の株式等を除くと、後継者の議決権比率が過半数に達しないこと、③「後継者が合意の対象となった株式等を処分する行為があった場合」及び「旧代表者の生存中に当該後継者が当該特例中小企業の代表者として経営に従事しなくなった場合」（いずれも法 4③）の場合に後継者以外の推定相続人がとる措置に関する定めがあること。

（注１）「特例中小企業者」とは、中小企業者のうち、一定期間以上継続して事業を行なっているものとして経済産業省令で定める要件に該当する会社をいう（法 3①）。
（注２）「旧代表者」とは、特例中小企業者の代表者であった者（代表者である者

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

を含む）であって、その推定相続人のうち少なくとも一人に対して当該特例中小企業者の株式等の贈与をしたものをいう（法3②）。

（注３）「推定相続人」とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る（法3②）。

（注４）「後継者」とは、旧代表者の推定相続人のうち、当該旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者又は当該贈与を受けた者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者であって、当該特例中小企業者の総株主又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいう（法3③）。

三　合意の時における価額

この合意の時における価額は、合意時における株式等の価額として相当であることにつき、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人が証明したものに限るとされている（法4①二）。

四　特例合意の手続

特例合意は、当事者間で合意した後、後継者が経済産業大臣の確認を受け、家庭裁判所の許可（いずれも後継者が単独で申請）を得ることで、その効力が生じる（法7、8、9）。

なお、旧代表者がした遺贈及び贈与について、当該合意の当事者以外の者に対してする減殺に影響を及ぼさないとされている（法9③）。

（注１）「経済産業大臣の確認」とは、①当該合意が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること、②申請をした者が当該合意をした日において後継者であったこと、③後継者が所有する株式等のうち合意の対象とした株式等を除くと議決権の数が過半数に達しないこと、④「二特例合意の要件」の③（法4③）による合意をしていること、をいう（法7①）。

五　特例合意の効力の消滅

次の①から④の事由が生じたときは、その効力を失うとされている（法10）。①経済産業大臣の確認が取り消されたこと、②旧代表者の生存中に後継者が死亡し、又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたこと、③当該合意の当事者以外の者が新たに旧代表者の推定相続人となったこと、④当該合意の当事者の代襲者が旧代表者の養子となったこと

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

六　付帯決議

参議院経済産業委員会は、法の適切な措置を講ずるべきとして、次の付帯決議している。

①遺留分に関する民法の特例措置の適用に当っては、遺留分権利者全員との合意とともに経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を経る必要があることから、具体的な要件を明確にするとともに、諸手続が円滑に行われるよう必要な指導及び助言に努めること。あわせて、同特例措置が、真に中小企業の経営の承継の円滑のために用いられるように運用すること。

②非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の具体的な設計に当っては、継続的な雇用の確保等にも配慮しつつ、中小企業の実態に即した活用しやすい要件を定めること。また、今後の相続税制の抜本的な見直しに当っては、本委員会での軽減割合を 100%に引き上げるなどの要望も視野に入れつつ、中小企業の経営実態等を十分に踏まえて、その事業活動の継続に支障が生じることのないよう留意すること。

③（略）

http://www.meti.go.jp/intro/law/index.html

以　上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。